

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>  
 指導計画の責任者は主任となっています。入園時のアセスメントは施設長や主任が保護者から聞き取った生育歴や健康記録等の情報を基に担当保育士と主任が話し合い、看護師や栄養士の意見を取り入れています。その結果に基づいた指導計画案を、クラスの話し合いで作成し、主任がチェックした後、施設長が確認しています。配慮を要する子どものケースは、療育センター等に相談することもあります。

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
  - ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>  
 全体的な計画を基に各指導計画を作成し、計画の実施後に、担任が振り返り、自己評価を行ったうえで、主任、施設長が確認しています。保護者の意向は面談や登降園時の会話、連絡帳で把握し、計画の見直しに生かしています。日案は日ごと、月間指導計画は週末、月末に振り返りと自己評価(見直し)を行い、子ども、保護者の課題を抽出し、次の指導計画作成に反映しています。指導計画を緊急に変更する場合は、朝礼や職員会議で伝えていますが、今後仕組みの整備や保護者の意向把握など園全体で共有し、更なる保育の質の向上が期待されます。

## Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。  
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。  
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。  
 イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。  
 ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。  
 エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。  
 オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。  
 カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## &lt;コメント&gt;

保育の実施状況や子どもの様子は、保育日誌、個人記録、月間指導計画や保護者との連絡帳に記入しています。保育記録は各書式が定められており、保育状況が的確に記録できるようになっています。保育日誌から個別ケース記録へ転記し、個別指導計画の見直しにつなげています。配慮を要する子どもの支援等は継続して職員会議で共有しています。子どもの記録の書き方は、子どもの育ちを捉えた書き方になるように、内容や書き方について主任がアドバイスや指導を行い、施設長も確認しています。記録の書き方の内部研修を実施しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。  
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。  
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。  
 イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。  
 ウ 記録管理の責任者が設置されている。  
 エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。  
 オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。  
 カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

法人が定めた「個人情報保護規程及び要綱」により責任者を定め、マニュアルを作成し、子どもの記録、保存、廃棄、情報提供等に関し適切に管理しています。個人情報を含む全ての書類やデータは鍵のかかる場所に保管し、持ち出し禁止やデータの扱い、廃棄についても適正に管理しています。職員には採用時研修の他、職員会議で周知しています。保護者には入園時説明会で「園のしおり」により説明し、同意を得て書面を交わしています。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画は、『児童福祉法・児童憲章・児童権利条約・保育所保育指針』のもとに保育所の役割や社会的責任に基づいて策定しています。全体的な計画には、法人の理念を反映した『保育理念、保育目標、保育方針』を作成し、法人の理念と目指す子どもの姿をリンクさせた地域性を盛り込んだ内容になっています。また発達過程を踏まえた年齢ごとの保育目標や健康支援、食育の推進、環境衛生管理並びに安全管理、災害への備え、小学校との連携など担当部門がそれぞれの計画を作成し、園の保育実践の基本的方針を示し連続性のあるものとなっています。子どもたちの状況や社会情勢等について年度末に乳児会議・幼児会議・各プロジェクトチーム等で振り返りや、話し合いを行い、主任と施設長がまとめています。年間指導計画の基礎事項が示されています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>  
 衛生管理マニュアル、安全点検表、年間保健計画等に沿った環境整備をしています。子どもたちが安全に心地よく過ごすことができるよう、園内に加湿機能付空気清浄機を設置し、採光・温度・湿度の管理や記録、定期的な換気を行っています。保育室及び園庭、遊具や玩具類は定期的な安全点検と毎日のチェック表で点検し、消毒を徹底して安全管理、衛生管理をしています。乳児室はクッション材のパーテーションを使用し、安全性に配慮しています。パーテーションを使用したコーナーや、テーブルや家具を配置して、くつろげる場所の確保や少人数で遊び込める場所を設定し、子どもが一人になりたいときや気持ちを落ち着けたい時には一時保育室や事務室も使えるようにしています。乳児、幼児のトイレ及び手洗い場は自動水栓設備に切り替え、職員は床が濡れていないか注意し、拭き掃除をしています。布団乾燥を年4回、季節ごとに行っています。

第三者評価結果

A3

<p><b>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</b></p>	<p><b>a</b></p>
---	-----------------

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
  - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
  - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>  
 子どもの発達過程や家庭環境は、入園時の面接や提出書類から把握しています。保育場面では、個人差を理解し、一人ひとりの子どもの発達に応じた対応をしています。子どもが安心して自分の気持ちを表現出来るように穏やかに寄り添い、落ち着いた雰囲気の中で自分の思いを表現できるようにしています。自分の気持ちを上手く表現できない子どもには、表情や仕草から思いや欲求を汲み取り、言葉をかけたり気持ちを代弁したり、落ち着いて過ごせる環境を整えています。保育士に優しく受け止めてもらい、安心して自分でやってみようとする意欲が育まれています。保育士は子どもに声をかける時は、急がせたり制止するような言葉は使わず、子どもに伝わる言葉に置き換えて話しています。